2024 新規上場ガイドブック（プライム市場編）改訂概要

2026 年 7 月

（表記について）

・ 2024 新規上場ガイドブック（プライム市場編）最終更新版からの主な改訂を、追加は赤字、削除は~~赤字取消線~~で表記しています。

<table>
<tr><th>ページ</th><th>新</th></tr>
<tr><td>14</td><td>⑤社長（ＣＥＯ）面談、監査役面談、独立役員面談等
（略）
（注）その他、独立役員面談での主な確認事項は以下のとおりです。
（略）
・ 上場後の株主・投資家との対話に関する方針~~（取締役の場合）~~</td></tr>
<tr><td>33</td><td>５ 利益の額又は売上高（規程第 211 条第５号）
（略）
ここでいう「利益の額」とは、連結財務諸表規則第 61 条により記載される経常利益金額又は経常損失金額に、同規則第 65 条第４~~３~~項により記載される金額（いわゆる非支配株主に帰属する当期純利益）を加減して算出した金額です（損益計算書（単体）の場合は、財務諸表等規則第 95 条により表示される経常利益金額又は経常損失金額となります）（注３）。
（略）</td></tr>
<tr><td>65</td><td>（表）規程第 436 条の２から第 439 条の概要
（略）
<table>
<tr><th>項目</th><th>根拠規程</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>コーポレートガバナンス・コードを実施するか、実施しない場合の理由の説明</td><td>規程第 436 条の３</td><td>以下の区分に従い、コーポレートガバナンス・コードを実施するか、実施しない場合の理由を、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」において説明すること
ａ．スタンダード市場及びプライム市場の上場内国会社
基本原則・原則~~・補充原則~~
ｂ．グロース市場の上場内国会社
基本原則</td></tr>
</table>（略）</td></tr>
<tr><td>66</td><td>（注３）規程第 436 条の２に規定される独立役員については、社外取締役又は社外監査役のうち、一般株主と利益相反の生じるおそれがない者である必要があります。以下のａからｅ~~ｄ~~までに掲げる独立性基準（上場管理等に関するガイドラインⅢ ５．（３）の２）のいずれかに該当している場合には、独立役員として届け出ることができませんので、これらの要件等に関して懸念がある場合には、事前にご相談ください。
ａ．当該会社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者又は当該会社の主要な取引先若しくはその業務執行者
ｂ． 当該会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
ｃ．当該会社の主要株主若しくはその業務執行者又は当該会社が主要株主である者の業務執行者
ｄ．最近においてａから前ｃまで~~ａ又は前ｂ~~に該当していた者
ｄの２~~ｃの２~~．その就任の前 10 年以内のいずれかの時において次の（ａ）又は（ｂ）に該当していた者
（ａ）当該会社の親会社の業務執行者、業務執行者でない取締役、監査役又は会計参与~~（業務執行者でない取締役を含み、社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、監査役を含む。）~~</td></tr>
</table>

ページ	新
	（ｂ）当該会社の兄弟会社の業務執行者 ｅ~~ｄ~~．次の（ａ）から（ｆ）までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者 （ａ）ａから前ｄの２~~ｅの２~~までに掲げる者 （ｂ）当該会社の会計参与（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ。） （ｃ）当該会社の子会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役又は会計参与を含む。） （ｄ）当該会社の親会社の業務執行者、業務執行者でない取締役、監査役又は会計参与~~（業務執行者でない取締役を含み、社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、監査役を含む。）~~ （ｅ）当該会社の兄弟会社の業務執行者 （ｆ）最近において（ｂ）、（ｃ）又は当該会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者
111	Q26：コーポレートガバナンス・コードにおいて、プライム市場上場会社は「独立社外取締役を少なくとも３分の１以上選任すべきである」（原則４－１０~~８~~）とされていますが、上場までに３分の１以上の独立社外取締役の選任を行わない場合、審査上どのように判断されるのでしょうか。 A26：(略)
125	（１）　募集株式の割当て及び所有に関する規制について (略) Ｑ９：受渡予定日が継続所有期間の経過後となる場合、継続所有期間中に行われた対象株式の売り注文の約定は確約違反となりますか。 Ａ９：受渡日が継続所有期間の経過後となる場合に限り、売り注文の約定が継続所有期間中に行われたものであっても継続所有に関する確約の違反にはあたりません。受渡日が継続所有期間の経過後となる売出し決議の実施も同様です。

以　上